兵庫県公報

令和2年12月8日 火曜日 第 164 号

 発
 行
 人

 兵
 庫
 県

 神戸市中央区下山手通
 5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、 その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

り

告 示	ページ
○ 令和2年度自衛官候補生の募集期間並びに採用試験の試験期日並びに試験場の位置及び	
名称(市町振興課)	2
○ 有害興行の指定(青少年課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出(農地整備課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
○ 土地改良区の定款の変更認可(同)	4
□ 国土調査の成果の認証(同)□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	4
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定(水大気課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく一般廃棄物処理施設設置許可申請書の概要	_
(環境整備課) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	5 6
○ 同 上 (同)	6
〇同 上 (同)	7
〇同 上 (同)	7
○ 公共測量が終了した旨の通知(同) ····································	7
○ 道路の区域の変更及び在来道路の供用廃止(道路保全課)	7
○ 河川区域の変更により生じた廃川敷地等(河川整備課)	8
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
○ 土地区画整理組合の事業計画の変更認可(市街地整備課)	9
公 告○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧	
○ 上が火音音成区域寺の相足子統に関する安照に基づく上が火音音成区域の相足の余の閲覧 (砂防課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
〇 同 上 (同)	11
○ 土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧(同) ····································	13
	14
〇同 上 (同)	15
○同 上 (同)	15
○同 上 (同)	16
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の	
閲覧(同)	16
○同 上(同)	22
○ 入札公告(管理課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33
○ 落札者等の公示(同)	36
○同 上(同)	36
〇同 上 (同)	36
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告(北播磨県民局)	37
病院局公告	
○ 入札公告 ····································	37
〇同 上	40
○同 上	42
〇同 上	44
○同 上	47
八字禾昌企生二	
公安委員会告示 ○ 周公党業等の担制及び業務の適正ル等に関する法律に其づく周公党業許可の取消し	40
○ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく風俗営業許可の取消し	49
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	

兵庫県告示第1275号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)の規定に基づく令和2年度自衛官候補生の募集期間並びに採用試験の試験期日並びに試験場の位置及び名称を次のとおり告示する。

令和2年12月8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 試験期日等

区	分	試 験 期 日	募集期間	試験場の位置 及び名称	合格発表	採用時期
		令和3年1月30日(土) 又は同月31日(日) (受付後、いずれか1日 を指定)	令和2年12月8日(火) から令和3年1月21日 (木)まで	陸上自衛隊千 僧駐屯地(伊丹 市広畑1丁目 1)又は		採用予定通
男女	子 子	令和3年2月20日(土)		陸上自衛隊姫	試験時に 告知	知書により
<i>A</i>	1	令和3年2月27日 (土) 又は同月28日 (日) (受付後、いずれか1日 を指定)	令和3年2月1日(月) から同月15日(月)まで	路駐屯地(姫路 市峰南町 1 — 70) 受付時に指定		告知

新型コロナウイルス感染症の影響により、採用試験を中止又は試験の一部をWEB試験により実施する場合がある。

2 間合せ先

名称	場	電話番号
自衛隊兵庫地方協力本部	神戸市中央区脇浜海岸通1丁目4一3 (神戸防災合同庁舎4階)	(078) 261-8600
同神戸出張所	神戸市中央区北長狭通4丁目7一6 (インペリアル・トラストビル3階)	(078) 327-8026
同 北神戸募集案内所	神戸市北区鈴蘭台西町1丁目27―10(宮浦ビル1階)	(078) 594-9178
同 西神戸募集案内所	神戸市西区学園西町4丁目1(神戸留学生会館2階)	(078) 797—8185
同 伊丹地域事務所 (伊丹駐屯地内)	伊丹市緑ヶ丘7丁目1一1 (伊丹駐屯地内)	(072) 783—9609
同伊丹地域事務所	伊丹市中央1丁目2一5 (グランドハイツコーワビル2階)	(072) 770—7800
同 西宮地域事務所	西宮市田代町19―3 (第2三建ビル2階)	(0798) 66-7066
同 加古川地域事務所	加古川市加古川町篠原町300 (リトハ加古川A棟111 (1階))	(079) 426—3290
同 青野原分駐所	小野市桜台1番地(青野原駐屯地内)	(0794) 66-7959
同 姫路地域事務所	姫路市本町240 (大手前ダイネンBLD)	(079) 282-0535
同相生地域事務所	相生市旭1丁目3一18(相生地方合同庁舎2階)	(0791) 23-2750
同 豊岡出張所	豊岡市大手町8一35	(0796) 22-3978
同 柏原地域事務所	丹波市柏原町柏原980-2 (柏原センタービル 2階)	(0795) 72-1949

同	淡路島駐在員事務所	洲本市栄町2丁目2―15(本岡ビル1階)	(0799) 24-2449
---	-----------	----------------------	----------------

兵庫県告示第1276号

青少年愛護条例(昭和38年兵庫県条例第17号)第11条第1項の規定により、有害興行として次のものを指定する。

令和2年12月8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、著しく恐怖心 指定理由 又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは助長する描写、音声などが多く、青少年 させることは、その健全な育成を阻害するものと認める。					
種	別	名称	制作•配給会社		
映	画	セクシーヘルパー 老いらくの欲情	新東宝映画		
同 聖なる犯罪者 (原題) CORPUS CHRISTI		ハーク			

兵庫県告示第1277号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和2年12月8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

成相土地改良区

退任役員				
役員の区分	氏	名		住 所
理事	塚 本	圭 右	南あわじ	市八木野原380番地
同	田 村	千 秋	同	市八木国分41番地
同	髙 田	肖	同	市八木大久保154番地
同	喜 田	利 明	同	市八木養宜上437番地
同	入 谷	訓弘	同	市八木立石150番地
司	中 田	和 夫	同	市八木新庄178番地3
同	古 川	和 寬	同	市榎列下幡多347番地1
司	池田	惠一	同	市八木鳥井509番地
司	川口	清 弘	同	市八木徳野33番地
司	赤松	茂 寿	同	市八木養宜中344番地2
監 事	片 桐	千 尋	同	市八木養宜中228番地
同	平 本	豊	同	市八木野原298番地
司	辻 川	一 之	同	市八木国分226番地2
就任役員				
役員の区分	氏	名		住 所
理事	髙 田	尚	南あわじ	市八木大久保154番地
同	柏木	滋夫	同	市八木養宜上199番地
同	赤松	茂 寿	同	市八木養宜中344番地2
司	出口	敏 昭	同	市八木鳥井189番地
司	裏川	博 英	同	市八木野原356番地1

同	Ш	П	清	弘	同	市八木徳野33番地
司	田	村	典	久	同	市八木立石15番地
司	田	村	忠	靖	同	市八木国分287番地
司	塚	本		信	同	市八木新庄653番地
司	前	田	久	雄	同	市榎列下幡多362番地1
監事	小	池	崇	之	同	市八木大久保16番地1
同	前	田	重	穗	同	市八木鳥井285番地
司	入	谷	訓	弘	同	市八木立石150番地
司	細	JII		滿	同	市八木養宜上1561番地1

兵庫県告示第1278号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。 令和2年12月8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	認可年月日
神戸市萩原土地改良区	令和2年11月18日

兵庫県告示第1279号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。 令和2年12月8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1(1) 調査を行った者の名称

西脇市

② 調査を行った期間

平成29年8月から平成31年3月まで

③ 成果の名称

西脇市(黒田庄町門柳の一部)の地籍図及び地籍簿

(4) 調査を行った地域

西脇市黒田庄町門柳の一部

(5) 認証年月日

令和2年11月20日

2(1) 調査を行った者の名称

西脇市

② 調査を行った期間

平成29年11月から平成31年3月まで

③ 成果の名称

西脇市(上比延町の一部)の地籍図及び地籍簿

(4) 調査を行った地域

西脇市上比延町の一部

(5) 認証年月日

令和2年11月20日

3(1) 調査を行った者の名称

丹波市森林組合

② 調査を行った期間

平成28年6月から令和2年3月まで

③ 成果の名称

丹波市(市島町北奥、市島町多利の各一部)の地籍図及び地籍簿

- (4) 調査を行った地域丹波市市島町北奥及び多利の各一部
- (5) 認証年月日 令和2年11月20日
- 4(I) 調査を行った者の名称 丹波市森林組合
 - (2) 調査を行った期間 平成29年4月から令和2年3月まで
 - (3) 成果の名称 丹波市市島町北奥の一部(北奥Ⅲ)の地籍図及び地籍簿
 - (4) 調査を行った地域 丹波市市島町北奥の一部
 - (5) 認証年月日 令和2年11月20日
- 5(1) 調査を行った者の名称 丹波市森林組合
 - (2) 調査を行った期間 平成29年6月から令和2年3月まで
 - (3) 成果の名称 丹波市市島町北奥の一部(北奥II) の地籍図及び地籍簿
 - (4) 調査を行った地域 丹波市市島町北奥の一部
 - (5) 認証年月日 令和 2 年11月20日
- 6 (1) 調査を行った者の名称 南あわじ市
 - (2) 調査を行った期間 平成29年3月から平成31年3月まで
 - 平成29年3月から平成31年3月まで ③ 成果の名称
 - 南あわじ市津井3 (津井の一部) の地籍図及び地籍簿 (4) 調査を行った地域
 - (5) 認証年月日 令和2年11月20日

南あわじ市津井3

兵庫県告示第1280号

土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和2年12月8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 指定する区域 小野市匠台3番1の一部
- 2 特定有害物質の名称 ふっ素及びその化合物

兵庫県告示第1281号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第4項の規定により、一般廃棄物処理施設設置許可申請書及び生活環境影響調査書を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して

2週間を経過する日までに、兵庫県知事に生活環境保全上の見地からの意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名及び当該申請についての意見を記載した文書を加東市社字西柿 1075—2北播磨県民局県民交流室環境課に提出すること。

令和2年12月8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 申請書の概要
 - (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 大阪府和泉市テクノステージニ丁目3番28号

大栄環境株式会社

代表取締役 金 子 文 雄

- (2) 一般廃棄物処理施設の設置の場所三木市口吉川町吉祥寺字谷124番1 外17筆
- (3) 一般廃棄物処理施設の種類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第5条第1項 ごみ処理施設(焼 却施設)

(4) 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第3号、第5号、第8号及び第13号の2に掲げる産業 廃棄物焼却施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物。ただし、水銀使用製品一 般廃棄物及び水銀含有ばいじん等並びに石綿含有一般廃棄物を除く。

(5) 一般廃棄物処理施設の処理能力

440トン/日 (24時間稼働)

(6) 申請年月日

令和2年9月15日

2 縦覧期間

令和2年12月8日(火)から令和3年1月8日(金)まで

3 縦覧場所

北播磨県民局県民交流室環境課及び三木市市民生活部生活環境課

兵庫県告示第1282号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

^^^^^

令和2年12月8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 作業種類

公共測量(2級基準点測量、3級基準点測量及び4級基準点測量)

2 作業期間

令和2年11月30日から令和3年3月25日まで

3 作業地域

香美町小代区野間谷ほか

兵庫県告示第1283号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年12月8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 作業種類

公共測量(道路台帳図データ更新)

2 作業期間

令和2年12月1日から令和3年3月31日まで

3 作業地域

尼崎市の一部

兵庫県告示第1284号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、川西市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年12月8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 作業種類

公共測量(航空写真(地図情報レベル500)及び写真地図作成)

2 作業期間

令和2年12月20日から令和3年3月31日まで

3 作業地域

川西市全域

兵庫県告示第1285号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、独立行政法人都市 再生機構西日本支社長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年12月8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 作業種類

公共測量(4級基準点測量)

2 作業期間

令和2年11月24日から令和3年2月19日まで

3 作業地域

伊丹市寺本四丁目の一部

兵庫県告示第1286号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和2年12月8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 作業種類

公共測量(4級基準点測量の復旧測量(再設))

2 作業期間

令和2年10月5日から同年11月13日まで

3 作業地域

西宮市松園町地内

兵庫県告示第1287号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和2年12月8日から在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、令和2年12月8日から2週間、西播磨県民局光都土木事務所において一般の縦覧に供する。 令和2年12月8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類	道路	の <u>[</u> 2	区 域		
路線名	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道	佐用郡佐用町下徳久1031番17から	田	7.0から 17.0まで	81. 0	
播磨徳久停車場線	同 郡同 町下徳久1031番20まで	新	7.0から 17.0まで	61. 0	

兵庫県告示第1288号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和40年政令第14号)第49条の規定により、 次のとおり公示する。

その関係図書は、兵庫県県土整備部土木局河川整備課及び阪神北県民局宝塚土木事務所に備え置いて、令和 2年12月8日から2週間縦覧に供する。

令和2年12月8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 河川の名称
 - 二級河川武庫川水系武庫川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日 令和2年12月8日
- 3 廃川敷地等の位置
 - 三田市中町2番10及び5番3
- 4 廃川敷地等の種類及び数量

種類 土地

数量 19.59平方メートル

兵庫県告示第1289号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、西播磨県民局龍野土木事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。 令和2年12月8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定区域

区	域	名	市	郡	名	区町名	町大字名	小字名	地番
五	+	波	失	栗	市		山崎町五十波	寺 垣 内	105番の一部、106番 2 から106番 4 までの各一部、113番 2、113番 4 の一部、113番 7の一部、113番 9 から113番15まで、113番 17、113番18、113番20、113番24の一部、128番から135番まで、142番から145番まで、151番 1 の一部、151番 2 の一部、155番の一部、105番から227番85に至る地先の水路敷の一部、135番地先の道路敷の一部、113番 9 地先の水路敷

		才,	ノ元	227番3、227番5、227番6の一部、227番
				7、227番8、227番11、227番13、227番14、
				227番15の一部、227番18、227番19の一部、
				227番20の一部、227番32の一部、227番40、
				227番42、227番45、227番46の一部、227番
				49から227番52まで、227番53の一部、227番
				54、227番55の一部、227番56の一部、227番
				61から227番63まで、227番66、227番67の一
				部、227番75、227番80の一部、227番81から
				227番85まで、227番7から227番15に至る
				地先の道路敷、227番11から227番63に至る
				地先の道路敷

兵庫県告示第1290号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第39条第1項の規定により、小野市垂井南土地区画整理組合の事業 計画の変更を次のとおり認可した。

令和2年12月8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 組合の名称及び事務所の所在地並びに設立認可の年月日 組 合 の 名 称 小野市垂井南土地区画整理組合 事務所の所在地 小野市中島町531番地 (小野市役所内) 設立認可の年月日 平成30年3月30日
- 2 変更認可の年月日 令和2年12月8日

公告

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領(以下「要領」という。)第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年12月8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

名称	指定の区域	土砂災害の発生原因とな る自然現象の種類
梨原 I (101060008)	 神戸市垂水区名谷町(別図1のとおり) 	急傾斜地の崩壊
多聞台(5) I (101060068)	神戸市垂水区多聞台1丁目(別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊
多聞台(2)(2) I (101060106)	神戸市垂水区多聞台1丁目(別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊

舞子台(2)(2) I (101060121)	神戸市垂水区舞子台3丁目(別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊
社谷 II (101060130)	神戸市垂水区名谷町(別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊
獅掛(2) I - 2 (101060178)	神戸市垂水区塩屋町9丁目(別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊
塩屋(9) I-2 (101060179)	神戸市垂水区塩屋町8丁目(別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊
上高丸 I - 2 (101060180)	神戸市垂水区上高丸1丁目(別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊
塩屋(8) Ⅱ (101060181)	神戸市垂水区塩屋町(別図9のとおり)	急傾斜地の崩壊
塩屋(9) Ⅱ (101060182)	神戸市垂水区塩屋町3丁目(別図10のとおり)	急傾斜地の崩壊
塩屋台(4) I (101060183)	神戸市垂水区塩屋台3丁目(別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊
塩屋北(1) I (101060184)	神戸市垂水区塩屋北町4丁目(別図12のとおり)	急傾斜地の崩壊
下畑町(1) I (101060185)	神戸市垂水区下畑町 (別図13のとおり)	急傾斜地の崩壊
桃山台 I (101060186)	神戸市垂水区桃山台5丁目(別図14のとおり)	急傾斜地の崩壊
下畑町(2) I (101060187)	神戸市垂水区下畑町 (別図15のとおり)	急傾斜地の崩壊
舞子台(3) I (101060188)	神戸市垂水区舞子台4丁目(別図16のとおり)	急傾斜地の崩壊
名谷(6)Ⅲ (101060189)	神戸市垂水区名谷町(別図17のとおり)	急傾斜地の崩壊
名谷町(5) I (101060190)	神戸市垂水区名谷町(別図18のとおり)	急傾斜地の崩壊
潮見が丘(2) I (101060191)	神戸市垂水区潮見が丘1丁目(別図19のとおり)	急傾斜地の崩壊
塩屋(2)Ⅲ (101060192)	神戸市垂水区塩屋町2丁目(別図20のとおり)	急傾斜地の崩壊
下畑町(3) I (101060193)	神戸市垂水区下畑町 (別図21のとおり)	急傾斜地の崩壊
下畑町(3) II (101060194)	神戸市垂水区下畑町 (別図22のとおり)	急傾斜地の崩壊

多聞台(9) I (101060195)	神戸市垂水区多聞台2丁目(別図23のとおり)	急傾斜地の崩壊
多聞台(2)Ⅱ (101060196)	神戸市垂水区多聞台2丁目(別図24のとおり)	急傾斜地の崩壊
舞子台(1) Ⅱ (101060197)	神戸市垂水区舞子台4丁目(別図25のとおり)	急傾斜地の崩壊
塩屋台(1) II (101060198)	神戸市垂水区塩屋台2丁目(別図26のとおり)	急傾斜地の崩壊
多聞台(1) II (101060199)	神戸市垂水区多聞台1丁目(別図27のとおり)	急傾斜地の崩壊
塩屋(10) II (101060200)	神戸市垂水区塩屋町 (別図28のとおり)	急傾斜地の崩壊
右支渓西ノ池 I (201060008)	神戸市垂水区名谷町 (別図29のとおり)	土石流
塩屋(2) I (201060013)	神戸市垂水区塩屋町 (別図30のとおり)	土石流

(別図1から別図30までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

令和2年12月16日(水)から令和3年1月6日(水)まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課、神戸市建設局防災課、垂水建設事務所及び垂水区役 所総務課

- 4 意見書に関する事項
 - (1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課 〒653-0055 神戸市長田区浪松町3-2-5

(3) 提出期限

令和3年1月6日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和3年3月8日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領(以下「要領」という。)第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満 了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年12月8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類
書写台(3) I (102010479)	姫路市書写台一丁目(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊
書写(6) I (102010480)	姫路市書写(別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊
北平野(4) I (102010481)	姫路市北平野二丁目、梅ケ谷町(別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊
北新在家(5) II (102010482)	姫路市北新在家三丁目、梅ケ谷町(別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊
八代緑ヶ丘町(1) Ⅱ (102010483)	姫路市八代緑ヶ丘町、八代宮前町(別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊
西今宿(3) I (102010484)	姫路市西今宿六丁目(別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊
白国(5) II (102010485)	姫路市白国五丁目、白国(別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊
仁豊野(1) II (102010486)	姫路市仁豊野、香寺町須加院(別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊
青山(4) I (102010487)	姫路市青山(別図9のとおり)	急傾斜地の崩壊
白国(6) I (102010488)	姫路市白国五丁目、白国(別図10のとおり)	急傾斜地の崩壊
北新在家(6) I (102010489)	姫路市北新在家二丁目(別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊
北新在家(7) II (102010490)		
西蒲田(5) Ⅲ (102010491)	姫路市広畑区西蒲田(別図13のとおり)	急傾斜地の崩壊
飾西(1)(1) I-2 (102010492)	姫路市飾西(別図14のとおり)	急傾斜地の崩壊
青山(1) I-2 (102010493)	姫路市青山二丁目(別図15のとおり)	急傾斜地の崩壊
石倉(1) I-2 (102010494)	姫路市石倉(別図16のとおり)	急傾斜地の崩壊
砥堀(4) I - 2 (102010495)	姫路市砥堀(別図17のとおり)	急傾斜地の崩壊
岡町(1) I-2 (102010496)	姫路市岡町 (別図18のとおり)	急傾斜地の崩壊
山吹(1) I-2 (102010497)	姫路市山吹二丁目(別図19のとおり)	急傾斜地の崩壊

馬谷(3) II (102030239)	姫路市夢前町莇野(別図20のとおり)	急傾斜地の崩壊
松之本(1) I (102030240)	姫路市夢前町前之庄(別図21のとおり)	急傾斜地の崩壊
みどり丘(1) I (102030241)	姫路市夢前町前之庄 (別図22のとおり)	急傾斜地の崩壊
荒神山(3) I (102030242)	姫路市夢前町前之庄 (別図23のとおり)	急傾斜地の崩壊
関 c II (102050148)	姫路市安富町関(別図24のとおり)	急傾斜地の崩壊
末広 o II (102050149)	姫路市安富町末広(別図25のとおり)	急傾斜地の崩壊
当田川左支渓 I (202050053)	姫路市安富町安志(別図26のとおり)	土石流

(別図1から別図26までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

令和2年12月16日(水)から令和3年1月6日(水)まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所、姫路市役所危機管理室、駅前市役所、中央支所、高岡サービスセンター、安室サービスセンター、城乾サービスセンター、置塩サービスセンター、夢前事務所、西出張所、林田出張所及び安富出張所

- 4 意見書に関する事項
 - (1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所河川砂防課 〒670-0947 姫路市北条1丁目98番地

③ 提出期限

令和3年1月6日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和3年3月8日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成23年兵庫県告示第805号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年12月8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 改正しようとする区域の案

つつじが丘(1) I (101060014) の項中別図11、鳥蔵山 I (101060026) の項中別図22、栢谷 I (101060027) の項中別図23、清玄町 I (101060028) の項中別図24、大谷(4) I (101060036) の項中別図32、獅掛(2) I (101060039) の項中別図35、塩屋(9) I (101060048) の項中別図44、南谷(4) I (101060053) の項中別図49、千鳥ヶ丘(3) I (101060059) の項中別図54、千鳥ヶ丘(5) I (101060061) の項中別図56、清水が丘 I (101060074)

の項中別図60、上高丸 I (101060084) の項中別図69、舞子台(2)(1) I (101060096) の項中別図81、上高丸 (1) I (101060114) の項中別図92、下畑町(2) II (101060134) の項中別図106、西舞子 II (101060155) の項中別図125、北舞子 II (101060156) の項中別図126、千代ヶ丘(2) II (101060158) の項中別図128、名谷(5) III (101060163) の項中別図133を次の図面のとおり改める。

(「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 改正の案の閲覧期間

令和2年12月16日(水)から令和3年1月6日(水)まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課、神戸市建設局防災課、垂水建設事務所及び垂水区役 所総務課

- 4 意見書に関する事項
 - (1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課

〒653-0055 神戸市長田区浪松町3-2-5

(3) 提出期限

令和3年1月6日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和3年3月8日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成25年兵庫県告示第541号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

^^^^^

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満 了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年12月8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 改正しようとする区域の案

小東山 I (101060013) の項中別図 2、舞子台(1)(2) I (101060120) の項中別図20、清水が丘 II (101060152) の項中別図23を次の図面のとおり改める。

(「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 改正の案の閲覧期間

令和2年12月16日(水)から令和3年1月6日(水)まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課、神戸市建設局防災課、垂水建設事務所及び垂水区役 所総務課

- 4 意見書に関する事項
 - (1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

② 提出先

兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課

〒653-0055 神戸市長田区浪松町3-2-5

③ 提出期限

令和3年1月6日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和3年3月8日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成28年兵庫県告示第780号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年12月8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 改正しようとする区域の案

下畑町 (101060173) の項中別図 5、旭が丘 1 丁目 (101060175) の項中別図 7、千鳥が丘 3 丁目 (101060177) の項中別図 9 を次の図面のとおり改める。

(「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 改正の案の閲覧期間

令和2年12月16日(水)から令和3年1月6日(水)まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課、神戸市建設局防災課、垂水建設事務所及び垂水区役 所総務課

- 4 意見書に関する事項
 - (1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課

〒653-0055 神戸市長田区浪松町3-2-5

③ 提出期限

令和3年1月6日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和3年3月8日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成20年兵庫県告示第1251号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり 閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満 了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年12月8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 改正しようとする区域の案

打越(1)(1) I (102010010) の項中別図10、打越(4)(1) I (102010013) の項中別図13、白鳥台(3)(1) I (102010018) の項中別図18、飾西(1)(1) I (102010023) の項中別図23、青山北(1)(1) I (102010026) の項中別図26、青山(1) I (102010027) の項中別図27、石倉(1) I (102010039) の項中別図39、今宿(2)(1) I (102010048) の項中別図48、井ノ口(4)(1) I (102010052) の項中別図52、青山南(1) I (102010056) の項中別図56、打越(8)(1) I (102010058) の項中別図58、白鳥台(11)(1) I (102010069) の項中別図69、白鳥台(12)(1) I (102010070) の項中別図70、高岡新町(1)(1) I (102010073) の項中別図73、高岡新町(3)(1) I (102010077) の項中別図77、下手野(3)(1) I (102010078) の項中別図78、井ノ口(2) I (102010093) の項中別図93、石倉(1) II (102010128) の項中別図128、西今宿(1) II (102010138) の項中別図138、白鳥台(1) II (102010155) の項中別図155、西今宿(1) II (102010157) の項中別図157を次の図面のとおり改める。

(「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 改正の案の閲覧期間

令和2年12月16日(水)から令和3年1月6日(水)まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所、姫路市役所危機管理室、駅前市役所、中央支所、高岡サービスセンター、安室サービスセンター、城乾サービスセンター、置塩サービスセンター、夢前事務所、西出張所、林田出張所及び安富出張所

- 4 意見書に関する事項
 - (1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所河川砂防課

〒670-0947 姫路市北条1丁目98番地

(3) 提出期限

令和3年1月6日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和3年3月8日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成22年兵庫県告示第458号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

^^^^^

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満 了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年12月8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 改正しようとする区域の案

砥堀(4) I (102010252)の項中別図4、新在家本町(1) I (102010262)の項中別図14、岡町(1) I (102010264)の項中別図16、山吹(1) I (102010278)の項中別図30、西坂(3) I (102010286)の項中別図38、書写(5) I (102010312)の項中別図64、北平野台町(1) I (102010329)の項中別図81、北新在家(2) I (102010335)の項中別図87、北新在家(3) I (102010337)の項中別図89、砥堀Ⅲ (102010364)の項中別図116を次の図面のとおり改める。

(「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 改正の案の閲覧期間

令和2年12月16日(水)から令和3年1月6日(水)まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所、姫路市役所危機管理室、駅前市役所、中央支所、高岡サービスセンター、安室サービスセンター、城乾サービスセンター、置塩サービスセンター、夢前事務所、西出張所、林田出張所及び安富出張所

- 4 意見書に関する事項
 - (1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所河川砂防課

〒670-0947 姫路市北条1丁目98番地

(3) 提出期限

令和3年1月6日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和3年3月8日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領(以下「要領」という。)第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年12月8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	自然現象により建築物 に作用すると想定され る衝撃に関する事項
神戸市垂水区名谷町(別図 1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
神戸市垂水区名谷町(別図 2のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
神戸市垂水区名谷町 (別図 3のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
神戸市垂水区名谷町 (別図 4のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
神戸市垂水区美山台3丁目 (別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
神戸市垂水区小東山1丁目 (別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
神戸市垂水区つつじが丘7丁目(別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
神戸市垂水区つつじが丘7丁目(別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
神戸市垂水区つつじが丘1 丁目(別図9のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
神戸市垂水区下畑町(別図 10のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
神戸市垂水区下畑町(別図 11のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
神戸市垂水区下畑町(別図 12のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
神戸市垂水区下畑町(別図 13のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
神戸市垂水区下畑町(別図 14のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
神戸市垂水区下畑町(別図 15のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
	神戸市垂水区名谷町(別図 1のとおり) 神戸市垂水区名谷町(別図 2のとおり) 神戸市垂水区名谷町(別図 3のとおり) 神戸市垂水区条谷町(別図 4のとおり) 神戸市垂水区小東山1丁目 (別図5のとおり) 神戸市垂水区つつじが丘7 丁目(別図7のとおり) 神戸市垂水区つつじが丘7 丁目(別図8のとおり) 神戸市垂水区つつじが丘1 丁目(別図9のとおり) 神戸市垂水区下畑町(別図10のとおり) 神戸市垂水区下畑町(別図11のとおり) 神戸市垂水区下畑町(別図11のとおり) 神戸市垂水区下畑町(別図11のとおり) 神戸市垂水区下畑町(別図11のとおり) 神戸市垂水区下畑町(別図11のとおり) 神戸市垂水区下畑町(別図11のとおり) 神戸市垂水区下畑町(別図13のとおり) 神戸市垂水区下畑町(別図13のとおり)	# 定 の 区 攻 なる自然現象の種類 なる自然現象の種類 1のとおり) 急傾斜地の崩壊

栢谷 I (101060027)	神戸市垂水区下畑町(別図 16のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
清玄町 I (101060028)	神戸市垂水区清玄町(別図 17のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
大谷(3) I (101060035)	神戸市垂水区塩屋町(別図 18のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
大谷(4) I (101060036)	神戸市垂水区塩屋町(別図 19のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
獅掛(2) I (101060039)	神戸市垂水区塩屋町9丁目 (別図20のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
塩屋(3) I (101060042)	神戸市垂水区塩屋町3丁目 (別図21のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
塩屋(5) I (101060044)	神戸市垂水区塩屋町3丁目 (別図22のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
塩屋(7) I (101060046)	神戸市垂水区塩屋町7丁目 (別図23のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
塩屋(9) I (101060048)	神戸市垂水区塩屋町8丁目 (別図24のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
南谷(4) I (101060053)	神戸市垂水区塩屋町(別図 25のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
東垂水(2) I (101060056)	神戸市垂水区東垂水2丁目 (別図26のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
千鳥ヶ丘(3) I (101060059)	神戸市垂水区千鳥が丘2丁 目 (別図27のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
千鳥ヶ丘(4) I (101060060)	神戸市垂水区千鳥が丘2丁 目 (別図28のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
千鳥ヶ丘(5) I (101060061)	神戸市垂水区千鳥が丘2丁 目 (別図29のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
潮見が丘 I (101060062)	神戸市垂水区潮見が丘2丁 目(別図30のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
多聞台(1)(1) I (101060064)	神戸市垂水区多聞台3丁目 (別図31のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
多聞台(4) I (101060067)	神戸市垂水区多聞台1丁目 (別図32のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
多聞台(5) I (101060068)	神戸市垂水区多聞台1丁目 (別図33のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
多聞台(6) I (101060069)	神戸市垂水区多聞台1丁目 (別図34のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
多聞台(7) I (101060070)	神戸市垂水区多聞台2丁目 (別図35のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり

多聞台(8) I (101060071)	神戸市垂水区多聞台2丁目 (別図36のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
清水が丘 I (101060074)	神戸市垂水区清水が丘2丁 目 (別図37のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
千代が丘 I (101060075)	神戸市垂水区千代が丘2丁 目 (別図38のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり
星ヶ丘(2) I (101060077)	神戸市垂水区星が丘3丁目 (別図39のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
高丸(2) I (101060079)	神戸市垂水区高丸8丁目 (別図40のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり
高丸(3) I (101060080)	神戸市垂水区高丸3丁目 (別図41のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり
高丸(4) I (101060081)	神戸市垂水区高丸6丁目 (別図42のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図42のとおり
上高丸 I (101060084)	神戸市垂水区上高丸1丁目 (別図43のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図43のとおり
舞子台(1)(1) I (101060095)	神戸市垂水区舞子台5丁目 (別図44のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図44のとおり
舞子台(2)(1) I (101060096)	神戸市垂水区舞子台4丁目 (別図45のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図45のとおり
千鳥ヶ丘 I (101060102)	神戸市垂水区千鳥が丘3丁 目 (別図46のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図46のとおり
多聞台(1)(2) I (101060105)	神戸市垂水区多聞台5丁目 (別図47のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図47のとおり
多聞台(2)(2) I (101060106)	神戸市垂水区多聞台1丁目 (別図48のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図48のとおり
神陵台(1) I (101060108)	神戸市垂水区神陵台9丁目 (別図49のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図49のとおり
千代ヶ丘(1) I (101060112)	神戸市垂水区千代が丘2丁 目 (別図50のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図50のとおり
上高丸(1) I (101060114)	神戸市垂水区上高丸1丁目 (別図51のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図51のとおり
舞子台(1)(2) I (101060120)	神戸市垂水区舞子台8丁目 (別図52のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図52のとおり
名谷町(2) II (101060123)	神戸市垂水区名谷町(別図 53のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図53のとおり
名谷町(4) II (101060125)	神戸市垂水区名谷町(別図 54のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図54のとおり
入野(1)Ⅱ (101060127)	神戸市垂水区名谷町(別図 55のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図55のとおり

押戸Ⅱ	神戸市垂水区名谷町(別図		別図56のとわり
(101060131)	56のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図56のとおり
猿倉 II (101060132)	神戸市垂水区名谷町(別図 57のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図57のとおり
下畑町 (2) II (101060134)	神戸市垂水区下畑町(別図 58のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図58のとおり
栢谷Ⅱ (101060136)	神戸市垂水区下畑町(別図 59のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図59のとおり
塩屋(4) Ⅱ (101060141)	神戸市垂水区塩屋町2丁目 (別図60のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図60のとおり
塩屋(5) Ⅱ (101060142)	神戸市垂水区塩屋町2丁目 (別図61のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図61のとおり
清水が丘Ⅱ (101060152)	神戸市垂水区清水が丘2丁 目(別図62のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図62のとおり
西舞子 II (101060155)	神戸市垂水区西舞子6丁目 (別図63のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図63のとおり
北舞子Ⅱ (101060156)	神戸市垂水区北舞子3丁目 (別図64のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図64のとおり
千代ヶ丘(2) II (101060158)	神戸市垂水区千代が丘2丁 目(別図65のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図65のとおり
名谷(2)Ⅲ (101060160)	神戸市垂水区名谷町(別図 66のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図66のとおり
名谷(5) Ⅲ (101060163)	神戸市垂水区名谷町(別図 67のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図67のとおり
塩屋北(1)Ⅲ (101060164)	神戸市垂水区塩屋北町2丁 目(別図68のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図68のとおり
塩屋北(2) Ⅲ (101060165)	神戸市垂水区塩屋北町1丁 目(別図69のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図69のとおり
塩屋(1)Ⅲ (101060166)	神戸市垂水区塩屋町(別図 70のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図70のとおり
清水が丘Ⅲ (101060168)	神戸市垂水区清水が丘2丁 目(別図71のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図71のとおり
塩屋梅木谷 (101060169)	神戸市垂水区塩屋町(別図 72のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図72のとおり
名谷中山 (101060171)	神戸市垂水区名谷町(別図 73のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図73のとおり
旭が丘1丁目 (101060175)	神戸市垂水区旭が丘1丁目 (別図74のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図74のとおり
千鳥が丘3丁目 (101060177)	神戸市垂水区千鳥が丘3丁 目 (別図75のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図75のとおり

塩屋(8) Ⅱ (101060181)	神戸市垂水区塩屋町(別図 76のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図76のとおり
塩屋(9) Ⅱ (101060182)	神戸市垂水区塩屋町3丁目 (別図77のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図77のとおり
塩屋台(4) I (101060183)	神戸市垂水区塩屋台3丁目 (別図78のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図78のとおり
塩屋北(1) I (101060184)	神戸市垂水区塩屋北町4丁 目(別図79のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図79のとおり
下畑町(1) I (101060185)	神戸市垂水区下畑町(別図 80のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図80のとおり
桃山台 I (101060186)	神戸市垂水区桃山台5丁目 (別図81のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図81のとおり
下畑町(2) I (101060187)	神戸市垂水区下畑町 (別図 82のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図82のとおり
舞子台(3) I (101060188)	神戸市垂水区舞子台4丁目 (別図83のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図83のとおり
名谷(6)Ⅲ (101060189)	神戸市垂水区名谷町(別図 84のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図84のとおり
名谷町(5) I (101060190)	神戸市垂水区名谷町(別図 85のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図85のとおり
潮見が丘(2) I (101060191)	神戸市垂水区潮見が丘1丁 目(別図86のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図86のとおり
下畑町(3) I (101060193)	神戸市垂水区下畑町(別図 87のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図87のとおり
下畑町(3) II (101060194)	神戸市垂水区下畑町(別図 88のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図88のとおり
多聞台(9) I (101060195)	神戸市垂水区多聞台2丁目 (別図89のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図89のとおり
多聞台(2)Ⅱ (101060196)	神戸市垂水区多聞台2丁目 (別図90のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図90のとおり
塩屋台(1) II (101060198)	神戸市垂水区塩屋台2丁目 (別図91のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図91のとおり
多聞台(1) II (101060199)	神戸市垂水区多聞台1丁目 (別図92のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図92のとおり
塩屋(10) Ⅱ (101060200)	神戸市垂水区塩屋町(別図 93のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図93のとおり
塩屋 I (201060002)	神戸市垂水区塩屋町2丁目 (別図94のとおり)	土石流	別図94のとおり

左支渓 1 号谷 I (201060004)	神戸市垂水区塩屋北町4丁 目(別図95のとおり)	土石流	別図95のとおり
右支渓小川Ⅲ (201060012)	神戸市垂水区名谷町(別図 96のとおり)	土石流	別図96のとおり

(別図1から別図96までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

令和2年12月16日(水)から令和3年1月6日(水)まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課、神戸市建設局防災課、垂水建設事務所及び垂水区役 所総務課

- 4 意見書に関する事項
 - (1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課 〒653-0055 神戸市長田区浪松町3-2-5

(3) 提出期限

令和3年1月6日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和3年3月8日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

^^^^^

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領(以下「要領」という。)第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満 了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年12月8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	自然現象により建築物 に作用すると想定され る衝撃に関する事項
姫路市西庄(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
姫路市井ノ口(別図2のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
姫路市苫編(別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
姫路市苫編(別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
姫路市打越(別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
	姫路市西庄(別図1のとおり) 姫路市井ノロ(別図2のとおり) 姫路市苫編(別図3のとおり) 姫路市苫編(別図4のとおり) 姫路市苫編(別図4のとおり)	指 定 の 区 域 なる自然現象の種類

打越(2)(1) I (102010011)	姫路市打越(別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
打越(3)(1) I (102010012)	姫路市打越(別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
打越(4)(1) I (102010013)	姫路市打越(別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
打越(5)(1) I (102010014)	姫路市打越(別図9のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
坪田(1) I (102010015)	姫路市刀出(別図10のとお り)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
白鳥台(1)(1) I (102010016)	姫路市白鳥台一丁目(別図 11のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
白鳥台(2)(1) I (102010017)	姫路市白鳥台一丁目(別図 12のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
白鳥台(3)(1) I (102010018)	姫路市白鳥台一丁目(別図 13のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
白鳥台(5)(1) I (102010020)	姫路市白鳥台三丁目(別図 14のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
白鳥台(6)(1) I (102010021)	姫路市白鳥台二丁目 (別図 15のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
白鳥台(7)(1) I (102010022)	姫路市白鳥台二丁目(別図 16のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
飾西(1)(1) I (102010023)	姫路市飾西 (別図17のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
飾西(2)(1) I (102010024)	姫路市飾西(別図18のとお り)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
打越(6)(1) I (102010025)	姫路市打越 (別図19のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
青山北(1)(1) I (102010026)	姫路市青山北三丁目(別図 20のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
青山(1) I (102010027)	姫路市青山二丁目 (別図21 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
石倉(1) I (102010039)	姫路市石倉(別図22のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
観音寺(1) I (102010040)	姫路市西脇(別図23のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
今宿(2)(1) I (102010048)	姫路市高岡新町(別図24の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
西庄(2)(1) I (102010049)	姫路市西庄(別図25のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり

井ノ口(2)(2) I (102010050)	姫路市町坪(別図26のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
井ノ口(3)(1) I (102010051)	姫路市井ノ口(別図27のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
井ノ口(4)(1) I (102010052)	姫路市井ノ口(別図28のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
苫編(2)(1) I (102010054)	姫路市苫編(別図29のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
富士見丘町(1) I (102010055)	姫路市飾磨区富士見ヶ丘町 (別図30のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
青山南(1) I (102010056)	姫路市青山南一丁目(別図 31のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
打越(7)(1) I (102010057)	姫路市打越(別図32のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
打越(8)(1) I (102010058)	姫路市打越(別図33のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
白鳥台(8)(1) I (102010059)	姫路市白鳥台三丁目(別図 34のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
白鳥台(10)(1) I (102010061)	姫路市白鳥台二丁目(別図 35のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
青山北(2)(1) I (102010062)	姫路市青山北二丁目(別図 36のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
打越(9)(1) I (102010063)	姫路市打越(別図37のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
白鳥台(11)(1) I (102010069)	姫路市白鳥台一丁目(別図 38のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり
白鳥台(12)(1) I (102010070)	姫路市白鳥台三丁目(別図 39のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
打越(11)(1) I (102010071)	姫路市打越(別図40のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり
高岡新町(1)(1) I (102010073)	姫路市高岡新町(別図41の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり
今宿(5)(1) I (102010074)	姫路市高岡新町(別図42の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図42のとおり
今宿(6)(1) I (102010075)	姫路市高岡新町(別図43の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図43のとおり
高岡新町(2)(1) I (102010076)	姫路市高岡新町(別図44の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図44のとおり
高岡新町(3)(1) I (102010077)	姫路市高岡新町(別図45の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図45のとおり

下手野(3)(1) I (102010078)	姫路市下手野一丁目 (別図 46のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図46のとおり
下手野(4)(1) I (102010079)	姫路市下手野一丁目 (別図 47のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図47のとおり
西庄(5)(1) I (102010086)	姫路市西庄(別図48のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図48のとおり
井ノ口(5)(1) I (102010087)	姫路市井ノ口 (別図49のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図49のとおり
井ノ口(6)(1) I (102010088)	姫路市井ノ口 (別図50のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図50のとおり
井ノ口(2) I (102010093)	姫路市井ノ口 (別図51のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図51のとおり
町坪(1)(2) I (102010094)	姫路市町坪(別図52のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図52のとおり
青山(1)(2) I (102010096)	姫路市青山(別図53のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図53のとおり
石倉(1) II (102010128)	姫路市石倉(別図54のとお り)	急傾斜地の崩壊	別図54のとおり
打越(2)(1) II (102010131)	姫路市打越(別図55のとお り)	急傾斜地の崩壊	別図55のとおり
緑台(1) II (102010132)	姫路市打越(別図56のとお り)	急傾斜地の崩壊	別図56のとおり
打越(4)(1) II (102010134)	姫路市打越(別図57のとお り)	急傾斜地の崩壊	別図57のとおり
打越(5)(1) II (102010135)	姫路市打越(別図58のとお り)	急傾斜地の崩壊	別図58のとおり
下手野(2)(1)II (102010136)	姫路市下手野一丁目 (別図 59のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図59のとおり
下手野(3)(1)II (102010137)	姫路市下手野一丁目 (別図 60のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図60のとおり
西今宿(1) II (102010138)	姫路市高岡新町(別図61の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図61のとおり
岡田(1) II (102010139)	姫路市岡田(別図62のとお り)	急傾斜地の崩壊	別図62のとおり
刀出栄立町(1)Ⅲ (102010147)	姫路市書写(別図63のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図63のとおり
太市中(1) III (102010149)	姫路市太市中(別図64のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図64のとおり
刀出(1)(1) Ⅲ (102010150)	姫路市刀出(別図65のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図65のとおり

刀出(2)(1) Ⅲ (102010151)	姫路市刀出(別図66のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図66のとおり
白鳥台(1)Ⅲ (102010155)	姫路市打越(別図67のとお り)	急傾斜地の崩壊	別図67のとおり
打越(4)(1)III (102010156)	姫路市打越(別図68のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図68のとおり
西今宿(1) III (102010157)	姫路市高岡新町(別図69の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図69のとおり
西庄(1) III (102010158)	姫路市西庄 (別図70のとお り)	急傾斜地の崩壊	別図70のとおり
井ノ口(1)(1)III (102010159)	姫路市岡田 (別図71のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図71のとおり
井ノ口(2)(1) Ⅲ (102010160)	姫路市井ノ口(別図72のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図72のとおり
砥堀(3) I (102010251)	姫路市砥堀(別図73のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図73のとおり
砥堀(4) I (102010252)	姫路市砥堀(別図74のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図74のとおり
白国(1) I (102010254)	姫路市白国四丁目 (別図75 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図75のとおり
白国(2) I (102010255)	姫路市白国三丁目 (別図76 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図76のとおり
白国(3) I (102010256)	姫路市白国三丁目 (別図77 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図77のとおり
白国(4) I (102010257)	姫路市白国五丁目 (別図78 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図78のとおり
大寿台(1) I (102010259)	姫路市大寿台二丁目 (別図 79のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図79のとおり
上大野(1) I (102010260)	姫路市上大野一丁目 (別図 80のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図80のとおり
新在家本町(1) I (102010262)	姫路市新在家本町五丁目 (別図81のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図81のとおり
山野井(1) I (102010263)	姫路市山野井町(別図82の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図82のとおり
岡町(1) I (102010264)	姫路市岡町(別図83のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図83のとおり
薬師山 I (102010266)	姫路市山畑新田(別図84の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図84のとおり
龍野町(1) I (102010267)	姫路市龍野町六丁目(別図 85のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図85のとおり

山畑新田(1) I	姫路市車崎一丁目(別図86	急傾斜地の崩壊	別図86のとおり
(102010269) 山畑新田(2) I (102010270)	のとおり) 姫路市山畑新田(別図87の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図87のとおり
御立東(2)(1) I (102010275)	姫路市御立東六丁目(別図 88のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図88のとおり
御立(2) I (102010277)	姫路市御立三丁目 (別図89 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図89のとおり
山吹(1) I (102010278)	姫路市山吹二丁目 (別図90 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図90のとおり
藤ヶ台(1) I (102010279)	姫路市藤ヶ台(別図91のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図91のとおり
下手野(1) I (102010281)	姫路市下手野四丁目(別図 92のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図92のとおり
東坂 I (102010282)	姫路市書写(別図93のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図93のとおり
西坂(1) I (102010283)	姫路市書写(別図94のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図94のとおり
西坂(2) I (102010284)	姫路市書写(別図95のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図95のとおり
書写(1) I (102010285)	姫路市書写(別図96のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図96のとおり
西坂(3) I (102010286)	姫路市書写(別図97のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図97のとおり
菅生台(1) I (102010287)	姫路市菅生台(別図98のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図98のとおり
書写台(1) I (102010288)	姫路市書写台二丁目(別図 99のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図99のとおり
書写台(2) I (102010289)	姫路市書写三丁目 (別図100 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図100のとおり
書写(2) I (102010290)	姫路市書写(別図101のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図101のとおり
北平野(2) I (102010292)	姫路市北平野六丁目 (別図 102のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図102のとおり
大寿台(2) I (102010293)	姫路市大寿台二丁目 (別図 103のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図103のとおり
北新在家(1) I (102010294)	姫路市北新在家二丁目(別 図104のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図104のとおり
新在家本町(2) I (102010295)	姫路市新在家本町六丁目 (別図105のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図105のとおり

田寺東(1) I (102010297)	姫路市田寺東一丁目 (別図 106のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図106のとおり
藤ヶ台(2) I (102010298)	姫路市藤ヶ台 (別図107のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図107のとおり
北平野(3) I (102010301)	姫路市北平野四丁目 (別図 108のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図108のとおり
奥垣内(1) I (102010302)	姫路市北平野奥垣内(別図 109のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図109のとおり
奥垣内(2) I (102010303)	姫路市北平野奥垣内(別図 110のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図110のとおり
御立東(3) I (102010304)	姫路市御立東六丁目 (別図 111のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図111のとおり
御立東(4) I (102010306)	姫路市御立中二丁目 (別図 112のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図112のとおり
御立北(2) I (102010307)	姫路市御立北二丁目(別図 113のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図113のとおり
御立北(3) I (102010308)	姫路市御立北二丁目(別図 114のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図114のとおり
御立北(4) I (102010310)	姫路市御立北二丁目(別図 115のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図115のとおり
書写(4) I (102010311)	姫路市書写(別図116のとお り)	急傾斜地の崩壊	別図116のとおり
書写(5) I (102010312)	姫路市書写 (別図117のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図117のとおり
菅生台(2) I (102010313)	姫路市菅生台 (別図118のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図118のとおり
菅生台(4) I (102010315)	姫路市菅生台 (別図119のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図119のとおり
菅生台(5) I (102010316)	姫路市菅生台 (別図120のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図120のとおり
菅生台(7) I (102010318)	姫路市六角 (別図121のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図121のとおり
山吹(2) I (102010321)	姫路市山吹二丁目(別図122 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図122のとおり
下手野(2) I (102010322)	姫路市下手野五丁目 (別図 123のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図123のとおり
西今宿(2) I (102010324)	姫路市西今宿六丁目 (別図 124のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図124のとおり
今宿(4) I (102010326)	姫路市神子岡前三丁目(別 図125のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図125のとおり

景福寺前 I (102010327)	姫路市景福寺前 (別図126の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図126のとおり
山野井(2) I (102010328)	姫路市山野井町 (別図127の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図127のとおり
北平野台町(1) I (102010329)	姫路市北平野台町 (別図128 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図128のとおり
北平野台町(2) I (102010330)	姫路市北平野台町 (別図129 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図129のとおり
田寺東(2) I (102010331)	姫路市田寺東四丁目(別図 130のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図130のとおり
田寺東(3) I (102010332)	姫路市田寺東一丁目(別図 131のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図131のとおり
田寺東(4) I (102010333)	姫路市田寺東一丁目 (別図 132のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図132のとおり
田寺山手町 I (102010334)	姫路市田寺山手町(別図133 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図133のとおり
北新在家(2) I (102010335)	姫路市北新在家二丁目(別 図134のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図134のとおり
北新在家(3) I (102010337)	姫路市北新在家二丁目(別 図135のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図135のとおり
北新在家(4) I (102010338)	姫路市北新在家二丁目(別 図136のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図136のとおり
城北新町(1) I (102010339)	姫路市城北新町三丁目 (別 図137のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図137のとおり
城北新町(2) I (102010340)	姫路市城北新町三丁目 (別 図138のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図138のとおり
西延末 I (102010343)	姫路市西延末 (別図139のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図139のとおり
延末(1) I (102010344)	姫路市延末 (別図140のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図140のとおり
御立東(1)(2) I (102010347)	姫路市御立東二丁目(別図 141のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図141のとおり
古三昧 II (102010352)	姫路市山畑新田(別図142の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図142のとおり
下手野(1) II (102010353)	姫路市下手野二丁目 (別図 143のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図143のとおり
砥堀 II (102010354)	姫路市砥堀 (別図144のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図144のとおり
白国(1) II (102010355)	姫路市白国三丁目(別図145 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図145のとおり

白国(2) II (102010356)	姫路市白国四丁目(別図146 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図146のとおり
御立中 II (102010358)	姫路市御立中六丁目 (別図 147のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図147のとおり
御立北II (102010359)	姫路市御立北一丁目 (別図 148のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図148のとおり
東坂(1) II (102010360)	姫路市書写 (別図149のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図149のとおり
東坂(2) II (102010361)	姫路市書写(別図150のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図150のとおり
書写 II (102010362)	姫路市書写(別図151のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図151のとおり
書写台Ⅱ (102010363)	姫路市書写台一丁目 (別図 152のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図152のとおり
砥堀 Ⅲ (102010364)	姫路市砥堀 (別図153のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図153のとおり
相野 Ⅲ (102010379)	姫路市相野 (別図154のとお り)	急傾斜地の崩壊	別図154のとおり
飾西(1) Ⅲ (102010380)	姫路市飾西 (別図155のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図155のとおり
飾西(2)Ⅲ (102010381)	姫路市飾西 (別図156のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図156のとおり
川西(1) Ⅲ (102010383)	姫路市打越 (別図157のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図157のとおり
川西 (2) III (102010384)	姫路市川西 (別図158のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図158のとおり
新在家本町 Ⅲ (102010385)	姫路市辻井九丁目(別図159 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図159のとおり
書写台(3) I (102010479)	姫路市書写台一丁目 (別図 160のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図160のとおり
書写(6) I (102010480)	姫路市書写(別図161のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図161のとおり
北平野(4) I (102010481)	姫路市北平野二丁目、梅ケ 谷町(別図162のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図162のとおり
北新在家(5) II (102010482)	姫路市北新在家三丁目、梅 ケ谷町(別図163のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図163のとおり
八代緑ヶ丘町(1) II (102010483)	姫路市八代緑ヶ丘町、八代 宮前町(別図164のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図164のとおり
西今宿(3) I (102010484)	姫路市西今宿六丁目(別図 165のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図165のとおり

白国(5)Ⅱ	据购卖方园工工具 方园 /四		Ī
(102010485)	姫路市白国五丁目、白国(別 図166のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図166のとおり
仁豊野(1) II (102010486)	姫路市仁豊野、香寺町須加 院 (別図167のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図167のとおり
青山(4) I (102010487)	姫路市青山 (別図168のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図168のとおり
白国(6) I (102010488)	姫路市白国五丁目、白国(別 図169のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図169のとおり
北新在家(6) I (102010489)	姫路市北新在家二丁目(別 図170のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図170のとおり
北新在家(7) Ⅱ (102010490)	姫路市北新在家二丁目、新 在家本町六丁目(別図171の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図171のとおり
西蒲田(5) III (102010491)	姫路市広畑区西蒲田(別図 172のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図172のとおり
馬谷(3) II (102030239)	姫路市夢前町莇野 (別図173 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図173のとおり
松之本(1) I (102030240)	姫路市夢前町前之庄(別図 174のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図174のとおり
みどり丘(1) I (102030241)	姫路市夢前町前之庄(別図 175のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図175のとおり
荒神山(3) I (102030242)	姫路市夢前町前之庄(別図 176のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図176のとおり
関 c II (102050148)	姫路市安富町関 (別図177の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図177のとおり
末広 o II (102050149)	姫路市安富町末広(別図178 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図178のとおり
相野 I (202010015)	姫路市西脇 (別図179のとおり)	土石流	別図179のとおり
打越奥谷 I (202010027)	姫路市打越 (別図180のとおり)	土石流	別図180のとおり
奥新田川第2 I (202010030)	姫路市白鳥台三丁目(別図 181のとおり)	土石流	別図181のとおり
刀出川第2 I (202010033)	姫路市書写 (別図182のとおり)	土石流	別図182のとおり
今宿 I (202010040)	姫路市高岡新町(別図183の とおり)	土石流	別図183のとおり
東下手野川 I (202010041)	姫路市高岡新町(別図184の とおり)	土石流	別図184のとおり

	<u> </u>	1	I
井ノ口 I (202010051)	姫路市町坪 (別図185のとおり)	土石流	別図185のとおり
苫編西 I (202010054)	姫路市苫編 (別図186のとおり)	土石流	別図186のとおり
奥笹川第2Ⅱ (202010079)	姫路市打越 (別図187のとおり)	土石流	別図187のとおり
奥笹川第3Ⅱ (202010080)	姫路市打越 (別図188のとおり)	土石流	別図188のとおり
書写台三 I (202010121)	姫路市書写台二丁目(別図 189のとおり)	土石流	別図189のとおり
円教川 I (202010122)	姫路市書写 (別図190のとおり)	土石流	別図190のとおり
北山川 I (202010128)	姫路市御立北二丁目(別図 191のとおり)	土石流	別図191のとおり
大野川 I (202010133)	姫路市上大野七丁目 (別図 192のとおり)	土石流	別図192のとおり
上大野 I (202010134)	姫路市上大野七丁目 (別図 193のとおり)	土石流	別図193のとおり
大野東川 I (202010135)	姫路市上大野七丁目(別図 194のとおり)	土石流	別図194のとおり
白国西川 I (202010139)	姫路市白国五丁目(別図195 のとおり)	土石流	別図195のとおり
白国川第2 I (202010141)	姫路市白国四丁目(別図196 のとおり)	土石流	別図196のとおり
砥堀奥谷 I (202010153)	姫路市砥堀 (別図197のとおり)	土石流	別図197のとおり
大寿台南川 II (202010157)	姫路市上大野三丁目(別図 198のとおり)	土石流	別図198のとおり
大谷川 II (202010159)	姫路市砥堀 (別図199のとお り)	土石流	別図199のとおり
西庄北 Ⅲ (202010160)	姫路市西庄 (別図200のとおり)	土石流	別図200のとおり
当田川左支渓 I (202050053)	姫路市安富町安志 (別図201 のとおり)	土石流	別図201のとおり

(別図1から別図201までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

令和2年12月16日(水)から令和3年1月6日(水)まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所、姫路市役所危機管理室、駅前市役所、中央支所、高岡サービスセンター、安室サービスセンター、城乾サービスセンター、置塩サービスセンター、夢前事務所、西出張所、林田出張所及び安富出張所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所河川砂防課 〒670-0947 姫路市北条1丁目98番地

(3) 提出期限

令和3年1月6日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和3年3月8日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。 令和2年12月8日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 調達内容

(1) 調達物品及び数量

普通科情報教室用コンピューター式(賃貸借)

(2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

③ 契約期間

令和3年3月31日(水)から令和8年3月30日(月)まで(60箇月)

⑷ 納入場所

県立神戸鈴蘭台高等学校ほか (詳細は仕様書のとおり)

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額(月額)の110分の100に相当する金額で入札すること。

2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出納局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- ③ 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- 3 入札の参加申込み及び入札の方法等

入札は、書面又は電子によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

(1) 書面による入札

ア 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県出納局管理課 担当 本田

電話 (078) 341-7711 内線4922 FAX (078) 362-3928

イ 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間並びに入札説明書の交付期間

令和2年12月8日(火)から同月22日(火)まで(兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例 第15号)第2条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

ウ 入札の日時

令和3年1月22日(金)午前10時 兵庫県庁西館1階小入札室

エ 入札書の提出期限

上記ウの入札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)による入札については、令和3年1月21日(木)午後5時までに上記アの場所に必着のこと。

② 電子による入札

兵庫県電子入札共同運営システム(以下「電子入札システム」という。)の利用による入札(以下「電子入札」という。)及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。

ア 参加申込みの期間

令和2年12月8日(火)から同月22日(火)まで(県の休日を除く。)の午前9時から午後8時まで(ただし、令和2年12月22日(火)は午後4時までとする。)

イ 入札の日時

令和3年1月15日(金)午後5時から同月22日(金)午前10時まで(県の休日を除く。)

ウ 開札日時及び場所は上記(1) ウに同じ。

4 仕様確認等

(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

ア 受付期間

令和 2 年12月 9日 (水) から令和 3 年 1 月 7 日 (木) まで(県の休日を除く。)の午前10時から午後 4 時まで(持参の場合は、正午から午後 1 時までを除く。)

なお、電子入札システムによる場合は、令和 2年12月9日(水)から同月22日(火)まで(県の休日を除く。)の午前9時から午後8時まで(ただし、令和 2年12月22日(火)は午後4時までとする。)の間に提出すること。

イ 受付場所

前記3(1)アに同じ。

ウ 提出書類

カタログ等の仕様が確認できる書類

工 提出方法

電子入札システム、持参又はFAXにより提出すること。

オ 確認の結果

令和3年1月15日(金)午後5時までに通知する。

- (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1) ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
- ③ 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。
- 5 その他
 - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額に100分の10に相当する額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)を加算して得た額に契約期間36箇月を乗じた金額)の100分の5以上の額の入札保証金を令和3年1月20日(水)正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

③ 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

- (4) 入札に関する条件
 - ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うか、又は電子入札をすること。
 - イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和3年2月5日 (金)まであること。
 - ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
 - エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入 札でないこと。
 - オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
 - カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。 なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること(電子入札を除く。)。
 - キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。 なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。
 - ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと (電子入札を除く。)。
 - ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
 - (7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
 - (4) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者
- (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

- 6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering
 - (1) Name and title of head of the procuring entity:

Toshizo Ido, Governor of Hyogo Prefecture

(2) Nature and quantity of the product to be purchased:

Computer set for ordinary department information classroom (Leasing contract)

- (3) Lease period: March 31, 2021 March 30, 2026
- (4) Delivery location:

Hyogo Prefectural Kobesuzurandai High School and other (details are described in the specification)

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 December 22, 2020

(6) Deadline for tender:

10:00 January 22, 2021 by direct delivery, electronic bidding system 17:00 January 21, 2021 by mail

(7) Person to contact concerning the notice:

Ms. Honda, Personnel and Procurement Division, Treasury Bureau, Hyogo Prefectural Government 5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567

TEL (078) 341-7711 extension 4922

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。 令和2年12月8日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
 - ロータリ除雪車(新温泉土木事務所) 1台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 兵庫県出納局管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日

令和2年10月26日

4 落札者の名称及び住所

株式会社NICHIJO大阪支社 大阪市淀川区西中島5-5-15 新大阪セントラルタワー南館8階

5 落札金額

48,730,000円

- 6 契約の相手方を決定した手続
 - 一般競争入札
- 7 入札公告をした日

令和2年9月15日

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。 令和2年12月8日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
 - 除雪ドーザ13トン級(養父土木事務所) 1台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - 兵庫県出納局管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日
 - 令和2年10月26日
- 4 落札者の名称及び住所
 - コマツカスタマーサポート株式会社兵庫北営業所 養父市八鹿町国木75-1
- 5 落札金額
 - 17,820,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
 - 一般競争入札
- 7 入札公告をした日
 - 令和2年9月15日

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。 令和2年12月8日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 落札に係る物品の名称及び数量

道路管理パトロール車 10台

- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 兵庫県出納局管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日

令和2年11月9日

4 落札者の名称及び住所

兵庫三菱自動車販売株式会社 神戸市中央区脇浜町2丁目9番1号

5 落札金額

41,420,500円

- 6 契約の相手方を決定した手続
 - 一般競争入札
- 7 入札公告をした日

令和2年9月29日

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第34条の2第1項の規定により協議が成立した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和2年12月8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

(第1工区)

小野市山田町字源四郎谷1438番14の一部、1438番83の一部、1438番84、1438番86、1438番87

- 同 市市場町字南山926番442の一部、926番466の一部、926番477、926番478の一部、926番442地先里道
- 同 市池尻町字打越629番27の一部、629番56の一部、629番58の一部、629番67から629番73まで、629番56 地先里道
- 同 市池尻町字間谷630番18、630番56の一部、630番58の一部、630番60の一部、630番64の一部、630番73 から同番75までの各一部、630番77、630番78、630番80から630番83まで、630番56地先里道、630番58地先里道、630番60地先里道
 - 同 市榊町字際谷1482番91の一部、1482番94、1482番102の一部、1482番103、1482番91地先里道
- 2 開発行為に係る協議が成立した者の住所及び氏名又は名称

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県公営企業管理者 片 山 安 孝

3 協議成立年月日及び協議番号

令和2年6月26日

兵庫県指令北播(加土)(建)第1-1-2号(協議)(30小野)

病院局公告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。 令和2年12月8日

> 兵庫県病院事業 契約担当者 兵庫県病院事業管理者 長 嶋 達 也

- 1 調達内容
 - (1) 購入物品及び数量

据置型デジタルX線テレビ装置 1基

- ② 購入物品の特質等
 - 購入物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。
- (3) 納入期限

令和3年3月31日(水)

⑷ 納入場所

県立尼崎総合医療センター 尼崎市東難波町 2-17-77

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額 (当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格と するので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見 積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出納局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書(以下「申込書」という。)の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 仕様書の「必要とする基本条件」を全て満たす物品を納入することができると認められた者であること。
- (6) 購入物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (7) 購入物品又は類似の製品に関して過去5箇年以内に納入実績を有する者であること。
- 3 入札書の提出場所等
 - (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県病院局経営課業務班

電話 (078) 341-7711 内線3598

(2) 契約条項を示す期間、入札説明書及び下記 4 (5) サで提出を求める誓約書の交付期間 令和 2 年12月 8 日 (火) から同月10日 (木) まで 午前 9 時から午後 4 時まで (正午から午後 1 時までを除く。)

(3) 入札参加申込書の受付期間

上記(2)に同じ。

(4) 入札・開札の日時及び場所

令和2年12月18日(金)午前10時 兵庫県庁西館1階小入札室

(5) 入札書の提出期限

上記(4)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、令和2年12月17日(木)午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額の100分の110)の100分の5以上の額の入札保証金を令和2年12月17日 (木)午後4時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証 保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。

- (4) 入札者に求められる義務
 - ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した物品又はこれと同等のものを納入できることを証明する書類(入札説明書で示した物品と同等のものをもって競争に参加しようとする者にあっては、併せて当該物品が入札説明書で示した物品と同等であることを証明する資料)を令和2年12月10日(木)午後4時までに前記3(1)の場所に提出すること。
 - イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められ た場合は、それに応じること。
- (5) 入札に関する条件
 - ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。
 - イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日(令和2年12月24日(木))まであること。
 - ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
 - エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入 札でないこと。
 - オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
 - カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
 - キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
 - ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。
 - ケー入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
 - コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
 - (7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
 - (4) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者
 - サ 落札金額が200万円 (消費税及び地方消費税を含む。) を超える場合には、落札者が暴力団でないこと 等についての誓約書を落札決定後直ちに提出すること。
- (6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった 者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入 札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、病院局会計規程(平成 14年兵庫県病院局管理規程第17号)第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

- 5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering
 - (1) Name and title of head of the procuring entity:

Dr. Nagashima, Superintendent of the Prefectural Hospitals Agency

(2) Nature and quantity of the product to be purchased:

Digital X-ray TV system, 1set

(3) Delivery period:

March 31, 2021

(4) Delivery place:

Hyogo Prefectural Amagasaki General Medical Center

 $\ensuremath{\mathfrak{h}}$ Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 December 10, 2020

(6) Deadline for tender:

17:00 December 17, 2020 by mail

10:00 December 18, 2020 by direct delivery

(7) Contact point for the notice:

Administration Division, Hyogo Prefectural Hospitals Agency, 5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku Kobe, Hyogo 650-8567

TEL (078) 341-7711 extension 3598

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。 令和2年12月8日

> 兵庫県病院事業 契約担当者 兵庫県病院事業管理者 長 嶋 達 也

1 調達内容

(1) 購入物品及び数量

据置型CアームデジタルX線テレビ装置 1基

(2) 購入物品の特質等

購入物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 納入期限

令和3年3月31日(水)

⑷ 納入場所

県立西宮病院 西宮市六湛寺町13-9

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- 2 一般競争入札参加資格
 - (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿 に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出納局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
 - (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
 - (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書(以下「申込書」という。)の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
 - (4) 会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
 - (5) 仕様書の「必要とする基本条件」を全て満たす物品を納入することができると認められた者であること。
 - (6) 購入物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
 - (7) 購入物品又は類似の製品に関して過去5箇年以内に納入実績を有する者であること。
- 3 入札書の提出場所等
 - (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県病院局経営課業務班

電話 (078) 341-7711 内線3598

- (2) 契約条項を示す期間、入札説明書及び下記 4 (5) サで提出を求める誓約書の交付期間 令和 2 年12月8日 (火) から同月10日 (木) まで 午前 9 時から午後 4 時まで (正午から午後 1 時までを除く。)
- (3) 入札参加申込書の受付期間

上記(2)に同じ。

(4) 入札・開札の日時及び場所

令和2年12月18日(金)午前10時10分 兵庫県庁西館1階小入札室

(5) 入札書の提出期限

上記(4)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、令和2年12月17日(木)午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額の100分の110)の100分の5以上の額の入札保証金を令和2年12月17日 (木)午後4時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証 保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。

- (4) 入札者に求められる義務
 - ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した物品又はこれと同等のものを納入できることを証明する書類(入札説明書で示した物品と同等のものをもって競争に参加しようとする者にあっては、併せて当該物品が入札説明書で示した物品と同等であることを証明する資料)を令和2年12月10日(木)午後4時までに前記3(1)の場所に提出すること。
 - イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められ た場合は、それに応じること。
- (5) 入札に関する条件
 - ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。
 - イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日(令和2年12月24日(木))まであること。
 - ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
 - エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入 札でないこと。
 - オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
 - カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
 - キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
 - ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。
 - ケー入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
 - コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
 - ⑦ 初度の入札に参加して有効な入札をした者
 - (4) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者
 - サ 落札金額が200万円 (消費税及び地方消費税を含む。) を超える場合には、落札者が暴力団でないこと 等についての誓約書を落札決定後直ちに提出すること。
- (6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、病院局会計規程(平成14年兵庫県病院局管理規程第17号)第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

- 5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering
 - (1) Name and title of head of the procuring entity:

Dr. Nagashima, Superintendent of the Prefectural Hospitals Agency

(2) Nature and quantity of the product to be purchased:

Digital X-ray TV system(C arm), 1set

(3) Delivery period:

March 31, 2021

(4) Delivery place:

Hyogo Prefectural Nishinomiya Hospital

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 December 10, 2020

(6) Deadline for tender:

17:00 December 17, 2020 by mail

10:10 December 18, 2020 by direct delivery

(7) Contact point for the notice:

Administration Division, Hyogo Prefectural Hospitals Agency,

5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku Kobe, Hyogo 650-8567

TEL (078)341-7711 extension 3598

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。 令和2年12月8日

> 兵庫県病院事業 契約担当者 兵庫県病院事業管理者 長 嶋 達 也

- 1 調達内容
 - (1) 購入物品及び数量

全身用コンピュータ断層撮影装置 1基

② 購入物品の特質等

購入物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

③ 納入期限

令和3年3月31日(水)

⑷ 納入場所

ひょうごこころの医療センター 神戸市北区山田町上谷上字登り尾3

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- 2 一般競争入札参加資格
 - (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出納局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書(以下「申込書」という。)の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 仕様書の「必要とする基本条件」を全て満たす物品を納入することができると認められた者であること。
- (6) 購入物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (7) 購入物品又は類似の製品に関して過去5箇年以内に納入実績を有する者であること。
- 3 入札書の提出場所等
 - (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県病院局経営課業務班

電話 (078) 341-7711 内線3598

- (2) 契約条項を示す期間、入札説明書及び下記4(5)サで提出を求める誓約書の交付期間 令和2年12月8日(火)から同月10日(木)まで 午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)
- ③ 入札参加申込書の受付期間

上記(2)に同じ。

(4) 入札・開札の日時及び場所

令和2年12月18日(金)午前10時20分 兵庫県庁西館1階小入札室

(5) 入札書の提出期限

上記(4)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、令和2年12月17日(木)午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額の100分の110)の100分の5以上の額の入札保証金を令和2年12月17日 (木)午後4時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証 保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

③ 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。

(4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した物品又はこれと同等のものを納入できることを証明する書類(入札説明書で示した物品と同等のものをもって競争に参加しようとする者にあっては、併せて当該物品が入札説明書で示した物品と同等であることを証明する資料)を令和2年12月10日(木)午後4時までに前記3(1)の場所に提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められ た場合は、それに応じること。

⑤ 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日(令和2年12月24日(木))まであること。

- ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入 札でないこと。
- オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
- キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
- ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。
- ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
 - (7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
 - (4) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者
- サ 落札金額が200万円 (消費税及び地方消費税を含む。) を超える場合には、落札者が暴力団でないこと 等についての誓約書を落札決定後直ちに提出すること。
- (6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、病院局会計規程(平成 14年兵庫県病院局管理規程第17号)第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

- 5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering
- (1) Name and title of head of the procuring entity:

Dr. Nagashima, Superintendent of the Prefectural Hospitals Agency

- (2) Nature and quantity of the product to be purchased:
 - CT System, 1set
- (3) Delivery period:

March 31, 2021

(4) Delivery place:

Hyogo Mental Health Center

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 December 10, 2020

(6) Deadline for tender:

17:00 December 17, 2020 by mail

10:20 December 18, 2020 by direct delivery

(7) Contact point for the notice:

Administration Division, Hyogo Prefectural Hospitals Agency,

5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku Kobe, Hyogo 650-8567

TEL (078)341-7711 extension 3598

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。 令和2年12月8日

兵庫県病院事業 契約担当者 兵庫県病院事業管理者 長 嶋 達 也

1 調達内容

(1) 購入物品及び数量

内視鏡システム一括調達

ア 電子内視鏡システム一式 1件

(大腸ビデオスコープー式含む。)

イ 3 D内視鏡システム一式 2件

(2) 購入物品の特質等

購入物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

⑶ 納入期限

令和3年3月31日(水)

⑷ 納入場所

ア 県立加古川医療センター 加古川市神野町神野203

イ 県立姫路循環器病センター 姫路市西庄甲520

兵庫県災害医療センター 神戸市中央区脇浜海岸通1-3-1

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出納局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書(以下「申込書」という。)の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 仕様書の「必要とする基本条件」を全て満たす物品を納入することができると認められた者であること。
- (6) 購入物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (7) 購入物品又は類似の製品に関して過去5箇年以内に納入実績を有する者であること。
- 3 入札書の提出場所等
 - (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県病院局経営課業務班

電話 (078) 341-7711 内線3598

- (2) 契約条項を示す期間、入札説明書及び下記4(5)サで提出を求める誓約書の交付期間 令和2年12月8日(火)から同月10日(木)まで 午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)
- (3) 入札参加申込書の受付期間

上記(2)に同じ。

(4) 入札・開札の日時及び場所

令和2年12月18日(金)午前10時30分 兵庫県庁西館1階小入札室

(5) 入札書の提出期限

上記(4)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、令和2年

12月17日(木)午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額の100分の110)の100分の5以上の額の入札保証金を令和2年12月17日 (木)午後4時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。

- (4) 入札者に求められる義務
 - ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した物品又はこれと同等のものを納入できることを証明する書類(入札説明書で示した物品と同等のものをもって競争に参加しようとする者にあっては、併せて当該物品が入札説明書で示した物品と同等であることを証明する資料)を令和2年12月10日(木)午後4時までに前記3(1)の場所に提出すること。
 - イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められ た場合は、それに応じること。
- (5) 入札に関する条件
 - ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。
 - イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日(令和2年12月24日(木))まであること。
 - ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
 - エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入 札でないこと。
 - オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
 - カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
 - キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
 - ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。
 - ケー入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
 - コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
 - (7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
 - (4) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者
 - サ 落札金額が200万円 (消費税及び地方消費税を含む。) を超える場合には、落札者が暴力団でないこと 等についての誓約書を落札決定後直ちに提出すること。
- (6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、病院局会計規程(平成 14年兵庫県病院局管理規程第17号)第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価 格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

- 5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering
 - (1) Name and title of head of the procuring entity:

Dr. Nagashima, Superintendent of the Prefectural Hospitals Agency

(2) Nature and quantity of the product to be purchased:

Endoscope system, 3set

(3) Delivery period:

March 31, 2021

(4) Delivery place:

Hyogo Prefectural Kakogawa Medical Center

Hyogo Brain and Heart Center at Himeji

Hyogo Emergency Medical Center

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 December 10, 2020

(6) Deadline for tender:

17:00 December 17, 2020 by mail

10:30 December 18, 2020 by direct delivery

(7) Contact point for the notice:

Administration Division, Hyogo Prefectural Hospitals Agency,

5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku Kobe, Hyogo 650-8567

TEL (078)341-7711 extension 3598

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。 令和2年12月8日

> 兵庫県病院事業 契約担当者 兵庫県病院事業管理者 長 嶋 達 也

- 1 調達内容
 - (1) 購入物品及び数量

体外衝擊波結石破砕装置 1基

② 購入物品の特質等

購入物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 納入期限

令和3年3月31日(水)

⑷ 納入場所

県立尼崎総合医療センター 尼崎市東難波町 2 -- 17-77

⑸ 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- 2 一般競争入札参加資格
 - (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出納局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
 - (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による 資格制限を受けていない者であること。
 - (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書(以下「申込書」という。)の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
 - (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225

- 号) に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 仕様書の「必要とする基本条件」を全て満たす物品を納入することができると認められた者であること。
- (6) 購入物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (7) 購入物品又は類似の製品に関して過去5箇年以内に納入実績を有する者であること。
- 3 入札書の提出場所等
 - (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県病院局経営課業務班

電話(078)341-7711 内線3598

(2) 契約条項を示す期間、入札説明書及び下記4(5)サで提出を求める誓約書の交付期間 令和2年12月8日(火)から同月10日(木)まで 午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

③ 入札参加申込書の受付期間

上記(2)に同じ。

(4) 入札・開札の日時及び場所

令和2年12月18日(金)午前10時40分 兵庫県庁西館1階小入札室

(5) 入札書の提出期限

上記(4)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、令和2年12月17日(木)午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

② 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額の100分の110)の100分の5以上の額の入札保証金を令和2年12月17日 (木)午後4時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証 保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

③ 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。

- (4) 入札者に求められる義務
 - ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した物品又はこれと同等のものを納入できることを証明する書類(入札説明書で示した物品と同等のものをもって競争に参加しようとする者にあっては、併せて当該物品が入札説明書で示した物品と同等であることを証明する資料)を令和2年12月10日(木)午後4時までに前記3(1)の場所に提出すること。
 - イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められ た場合は、それに応じること。
- (5) 入札に関する条件
 - ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。
 - イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日(令和2年12月24日(木))まであること。
 - ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
 - エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入 札でないこと。
 - オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
 - カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

- キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
- ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。
- ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
 - (7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
 - (4) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者
- サ 落札金額が200万円 (消費税及び地方消費税を含む。) を超える場合には、落札者が暴力団でないこと 等についての誓約書を落札決定後直ちに提出すること。
- (6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、病院局会計規程(平成14年兵庫県病院局管理規程第17号)第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

- 5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering
 - (1) Name and title of head of the procuring entity:

Dr. Nagashima, Superintendent of the Prefectural Hospitals Agency

 $\ensuremath{ ext{(2)}}$ Nature and quantity of the product to be purchased:

ESWL, 1set

(3) Delivery period:

March 31, 2021

(4) Delivery place:

Hyogo Prefectural Amagasaki General Medical Center

 $\ensuremath{\mathfrak{h}}$ Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 December 10, 2020

(6) Deadline for tender:

17:00 December 17, 2020 by mail

10:40 December 18, 2020 by direct delivery

(7) Contact point for the notice:

Administration Division, Hyogo Prefectural Hospitals Agency,

5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku Kobe, Hyogo 650-8567

TEL (078)341-7711 extension 3598

公安委員会告示

兵庫県公安委員会告示第338号

行政手続法(平成5年法律第88号)第23条第1項の規定により聴聞を終結し、風俗営業等の規制及び業務の 適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第8条の規定に基づき、次のとおり風俗営業の許可の取消処分 を決定したので公示する。

なお、行政処分通知書については、被処分者の請求があればいつでも交付する。

令和2年12月8日

兵庫県公安委員会 委員長 奥 谷 勝 彦

1 被処分者

氏 名	営業所の所在地	営業所の名称	処 分 事 項
齋 木 芳 一	神戸市中央区北長狭通	麻雀ハウスス	風俗営業の許可(平成13年4月27日生
	4丁目3番2号	トーク	第平13-13号許可)の取消し

2 事務を所掌する組織の名称及び所在地

兵庫県警察本部生活安全部保安課 神戸市中央区下山手通5丁目6番21号

3 その他

この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に兵庫県警察本部生活安全部保安課を経由して、兵庫県公安委員会に対し審査請求をするか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に神戸地方裁判所に対し兵庫県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決書を受け取った 日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。